

千葉市公告第234号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月11日

千葉市長 神谷俊一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

井戸付耐震性貯水槽等点検整備委託

(2) 委託業務概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

千葉市中央区弁天3-1 外67か所

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 千葉市内に本店を有する者であること。

(4) 令和元年度以降に種類及び規模をほぼ同じくする業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局危機管理部防災対策課

電話 043-245-5113

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布方法 電子メールにて配付する。希望者は、第5項のとおりに入札説明書と合わせて申請すること。

(2) 提出場所等 公告の日から令和6年3月19日（火）までに前記3の契約事務担当課に持参又

は郵送（必着）により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、期日までに書留郵便にて必着とする。

## 5 入札説明書の配付

入札説明書は、電子メールにて配付する。希望者は、公告の日から令和6年3月19日（火）までに、以下のとおり電子メールで申請すること。

- ・宛先メールアドレス：[bosaitaisaku.GEC@city.chiba.lg.jp](mailto:bosaitaisaku.GEC@city.chiba.lg.jp)
- ・件名：【入札説明書配付希望】井戸付耐震性貯水槽等点検整備委託
- ・内容：会社名、会社住所、氏名、電話番号

## 6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和6年3月27日（水）午後4時00分

※入札及び開札は、入札書の事前提出による非参集型で実施する。入札書を郵送により提出する場合は、前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着で郵送すること。

入札書の提出期限は、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日当日の午後3時00分まで必着とする。

(2) 入札及び開札の場所 総務局危機管理部防災対策課

(3) 入札方法 総価で行う。

(4) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条号のいずれかに該当する場合は免除。）

(5) 最低制限価格 有

(6) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、入札金額が最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじ引きを行う。

(7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

## 7 その他

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、千葉市総務局危機管理部防災対策課で閲覧できる。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 本委託に係る令和6年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続を中止する。